

令和6年度家畜商講習会開催要領

1 開催日時

令和6年11月28日（木） 午前9時15分から午後5時20分まで
令和6年11月29日（金） 午前9時00分から午後5時15分まで

2 開催場所

エスポワールいわて 大中ホール （盛岡市中央通1丁目1-38）

3 募集人数

64名（先着順）

4 受講対象者

家畜の取引業務に従事するため、免許の取得を希望する者。

5 講習内容及び時間

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 家畜の取引に関する法令 | 4時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴 | 4時間 |
| (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 | 6時間 |

6 受講料

3,400円（岩手県手数料条例に定める額）

7 受講手続

- (1) 受講希望者は、「家畜商講習会受講願」（様式第1号）に受講手数料相当額の岩手県収入証紙（3,400円分）を貼付（消印はしないこと）の上、令和6年9月30日（月）までに岩手県農林水産部流通課（〒020-8570 盛岡市内丸10番1号）あて郵送により提出すること。

なお、獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者又は家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者で、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の免除を受けようとするものは、様式第1号を提出する際に、「講習時間の特例措置適用申請書」（様式第2号）及び当該免許に係る免許証の写しを添付すること。

- (2) 受講者の決定

県は、受講希望者について所要の審査を行い、当該希望者に受講の諾否を通知する。

8 受講料の返還

「家畜商講習会受講願」（様式第1号）の受理後に受講辞退又は欠席する場合であっても、受講料の返還は行わないこと。

9 その他の注意事項

受講者は講習会当日まで体調管理に努めること。当日までに発熱や咳等が続いている場合は、

受講を控えること。

なお、当日、会場で体調不良や発熱が確認された場合、受講をお断りさせていただく場合があること。

10 問い合わせ先

岩手県農林水産部流通課 流通企画・県産米担当（電話：019-629-5731）